

◇「地震酔い」の改善

「地震酔い」の改善には、一点を見つめる。大きな余震が今も続く熊本地震。耳鼻咽喉科の専門家は、実際に余震が起きていないのに、体がぐらぐらと揺れているように感じる「地震後めまい症候群」（地震酔い）に気を付けるよう呼び掛けています。賞状の改善には、「ある一点をじっとみつめる」「指をゆっくり左右に動かし、頭は動かさず目だけで追う」一ことなどが効果的です。＝24日熊日朝刊、清島理沙記者



◇エコノミークラス症候群の予防

熊本県を中心に相次ぐ地震では、車中泊の女性が静脈に血の塊（血栓）ができるエコノミークラス症候群で死亡するなど、災害関連死が起き始めている。新潟大の榛沢和彦医師（血管外科）は同症候群について「予防には4～5時間おきに運動したり、水分を取ったりすることが重要だ」と話す。

東日本大震災直後、福島県内の避難所約80カ所で約2000人を対象に調査した福島県立医科大学の高瀬信弥医師（心臓血管外科）によると、同症候群の発症率は通常2%程度だが、避難所では10%程度まで高まった。特に車中泊が3～4泊以上になると、足に血栓ができやすくなる。

運動や水分補給以外でも「弾性ストッキング」と呼ばれる締め付けの強いストッキングを着用したり、ふくらはぎをマッサージしたりして、予防につながるという。病気を避け

るためには、「まずは避難所の中で孤立させないこと。『独りじゃない』という雰囲気が大切」と高瀬医師は話す。

・女性1人が亡くなった「エコノミークラス症候群」。新潟大学の榛沢和彦医師によりますと、新潟県中越地震でもエコノミークラス症候群によって6人が亡くなっています。予防のためには、血栓ができにくいようなるべく水分を取るようにしたり、数時間おきに歩くことが効果的です。

ただ、出歩くのが難しい場合、座ったままできる体操もあります。まずは足首の運動。つま先を立てたり伸ばしたりを5回から10回、繰り返し、足首を回すということも効果的です。さらに、ふくらはぎを下から上に向かってマッサージすることで、血流が促進されます。もし、運動が困難な高齢者の人には、周りの人が代わりにマッサージをしてあげることも効果的です。こういった運動をなるべくこまめに行うことが大切です。

また、足首などに圧力を掛けて血行をよくする「着圧ストッキング」を履くということも効果的です。ほかにも、足を少し高くして眠る、そして、同じ姿勢を続けないということも予防につながるということです。

【車中泊の予防】

・予防として有効なのは足の体操です。ダッシュボードの上に足を乗せて曲げ伸ばしをしたり、ふくらはぎを下から上にマッサージすることで血流が促進します。血栓ができないように水はこまめに飲んで下さい。一度で大量に飲む必要はありません。また、深呼吸を1時間に1回すると効果的だといえます。車の中で眠る時は、シートを倒してなるべく水平にして下さい。そして長時間、同じ姿勢にならないように心掛けて下さい。

・東日本大震災の避難所で活用された段ボール製の簡易ベッドが熊本地震の被災地でも徐々に広がっている。床に布団を敷いて寝るよりストレスが軽減され、エコノミークラス症候群の予防にもつながるとされる。

高齢者ら約90人が避難生活を送る熊本県益城町の特別養護老人ホームに21日、大量の段ボールが持ち込まれた。並べた段ボール箱の上に段ボールシートを敷き、すぐにベッドが完成した。家族5人で避難してきた佐藤末信さん(75)は「ずっと床に寝ていて腰が痛かった。これで少しは和らぐと思う」と喜んだ。

避難所の運営を手伝う、全国訪問ボランティアナースの会「キャンナス」の池谷千尋さん(58)＝焼津市＝は「床に近い場所で寝るとほこりを吸い込み、呼吸器疾患のリスクが高まる。足音なども響き、不眠を招きやすい」と指摘。「ベッドで寝ることで、少しでも避難生活のストレスが和らげば」と期待した。

ベッドの使用は、被災地で問題になっているエコノミークラス症候群の予防にもつながるとされる。県立総合病院の本岡真琴医師(循環器内科)は、予防策には足の血流を改善する靴下「弾性ストッキング」の着用や水分の十分な摂取が重要だと指摘した上で、「立ち上がって動きやすいベッドの使用も予防効果が期待できる」と話す。

益城町の特別養護老人ホームに段ボール製ベッドを提供したのは全国段ボール工業組合連合会(東京)の加盟社。22日までに熊本市の避難所にも同ベッドを届けた。今後必要があれば、地元自治体と調整した上でベッドを届ける。

◇ノロウイルス対策

・5つの対策

① 徹底した手洗い

衛生的手洗いで交差感染を遮断：まずは、しっかり洗い流すことが肝心です。ノロウイルス対策には衛生的手洗い。衛生的手洗いとは、洗って、ふいて、消毒まで行う手洗い方法です。

衛生的手洗い

「衛生的手洗い」は、感染予防や食中毒予防のために、通過菌をすべて除去することを目的とした手洗いです。食品を取り扱う方は、「衛生的手洗い」が必要です。とくに手洗いが不十分になりやすい部位（親指や指先、手のしわなど）を意識してしっかり洗います。

・手洗いのタイミング：トイレの後 2 度洗い・嘔吐物、排泄物などの処理後 2 度洗い・食品を取り扱う直前 2 度洗い・外出から戻った時・ゴミなど汚れたものを触った時・手袋着用の前後

② 環境の清浄：施設、設備、調理器具の除菌

③ 汚物・嘔吐物の処理：適切な汚物の処理方法

④ 健康管理：感染しない、汚染を広げないために

⑤ 食品の加熱処理：食品の中心温度 85～90℃で 90 秒以上の加熱を

ノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、食品取扱者や調理器具からの二次汚染を防ぐことに加え、食品を中心部までしっかり加熱することが大切です。

◇罹災証明書の申請と活用

り災証明書申請について

申請先 市町村（住家は福祉課 店舗・事業所は商業金融課など）

申請手順 市町村に申請 → 市町村による調査
(全壊50%以上・大規模半壊40～50%・半壊20～40%)

→ り災証明書交付 → 支援活用

給付	生活再建支援・義援金・災害見舞金・災害弔慰金
融資	災害援護資金
減免・猶予	税金・保険金・公共料金
現物支給	仮設住宅・住宅の応急修理

注意!! まずは申請しないとあらゆる援助が受けられません

地震保険・住宅ローン・各種支払いについて

【地震保険】 保険会社への事後報告 ➡ 損害調査

◆ 建物時価全損 50%以上・半損20%~50%・一部損5~20%

◆ 家財時価全損 80%以上・半損30%~80%・一部損10~30%

家財5項目①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回り品その他⑤衣類寝具類

【住宅ローン】 一定期間支払い猶予・支払額の減額

【各種支払い】 6ヵ月の保険料払い込み猶予

【自動車損害】 地震・噴火・津波特約の確認

税務について

下記2種類の方法から有利な方を選ぶことが可能

ざっさん 雑損控除

1. (差し引き損失額) - (総所得金額) × 10%

例) 総所得金額450万円の人が地震に遭い、地震損失額80万円
災害関連支出が30万円、保険補填10万円を受けた場合

$(80 + 30 - 10) - (450) \times 10\% = 55\text{万円}$

2. (差し引き損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

$(30 - 5) = 25\text{万円}$

災害免除法による所得税の軽減免除額 ＊所得が1千万円以下の人

所得金額 500万円 ~ 750万円以下 2分の1軽減

750万円~1000万円以下 4分の1軽減

注意！！被災中の領収書は捨てずに残しておくこと

【罹災証明書申請】や【地震保険】【税務】についての手続き等の情報です。＊いずれも、破損した物品の【写真】や【現品】を残しておくことを推奨されました。

※画像の訂正が出来ないため、追記することを了承ください。罹災証明書申請の減免・猶予欄に保険金と記載しておりますが、正しくは【保険料】です。訂正してお詫び申し上げます。

より詳しく知りたい方は、番組でも解説頂いた「フィックス・ジャパン」096-327-2267 または「日本損害保険協会」0570-022-808 までお問合せ下さい。

◇【緊急拡散依頼】熊本の被災者の方々へ「九州全ての旅館ホテルに今なら無料3食付で避難可能です！」

九州の全ての旅館ホテル組合は、これ以上エコノミークラス症候群などの震災後被害者を出さないため、被災者の方々を無料にて3食付きで受け入れることになりました。

それに先駆けて佐賀県旅館ホテル組合は、本日4月23日土曜日より被災者の方々は無料にて3食付きで雨をしのいでいただけます。

ご希望の方は、下記フォームに直接ご入力いただければ御手配いたします。

<https://formcreator.jp/answer.php...>

本フェイスブックメッセージでも可能です。

佐賀県旅館ホテル組合 0954-42-0240 でも受け付け可能です。

ご利用お待ちしております。

いただきたい情報は以下の通りです。

(1)被災者の氏名(2)被災者の住所(3)ご利用人数

(4)利用開始の期日と何日間か？

※1泊3食で、無料で宿泊OK

※被災者の証明書として、運転免許証か保険証かマイナンバーがチェックイン時に提示を！※旅館ホテルの指定はできません。すみません。

◇平成28年熊本地震について（No3）被災地でのボランティア活動を希望されている方々へ（大阪府社協）

4月14日以降、熊本を中心に九州を襲った地震のことでは、様々な情報がテレビやSNSを通じて流れており、多くの方が被災地、被災者のために「なにかしたい」「なにかできれば」と考えていると思います。

中にはボランティア活動の経験がないけれど、なにか支援したい人もいるでしょう。

被災地での活動を希望されている方々へ、お伝えしたいことをまとめました。

1.被災地の災害ボランティアセンター（以下、災害VC）の状況

現在、災害VCを立ち上げ、ボランティア受け入れの準備が進みだしていますが、被災地は以下のような状況となっています。

・現在も被害の全容把握が続いており、宿泊場所や食料、生活用品等の確保が困難な地域もあります。

・道路は家屋倒壊による交通規制や、亀裂、段差による速度制限のため渋滞が発生しています。

・ボランティア活動が開始された地域においても、雨天等の天候の変化によっては、安全面の確保を第一に考え、活動時間の変更や中止・中断も起こりえます。

・災害VCには、熊本県内の方を中心に多くのボランティアの方々に集まっていますが、しかし、被災各地の災害ボランティアセンターでは、ボランティアに来ていただいても長時間お待たせしたり、場合によっては活動をご紹介できない状態が発生しています。

・これは、被災者に災害 VC の役割や活動内容を周知しはじめたばかりであること、家屋に甚大な被害があるなかで、ボランティアが安全に活動できるだけの十分なニーズ量が確保できていないこと、などが考えられます。

今後、ニーズ把握や活動場所の安全確認が進むにつれ、より多くのボランティアの力が必要となる場面が増えてくると見込まれます。

実際に、活動しているボランティアの姿を目にした被災された方から、ボランティアを頼みたいという問い合わせが出始めてきています。

そのときこそ、多くのボランティアの力が必要となりますので、息の長い支援をお願いします。

ボランティア募集等の詳細は、以下サイトをご参照ください。

→「熊本地震 特設サイト by 支援 P」<http://shienp.net/>

2.皆さんへのお願い事項

(1)事前に装備品や資機材を準備すること

被災地では、調達することが困難な場合がございますので、あらかじめ、以下、URL をご参考に、お住まいの地域で必要なものをご準備ください。

参考：東京ボランティア・市民活動センター「災害ボランティア活動の基本的な装備について」<http://www.tvac.or.jp/news/24281.html>

(2)宿泊場所、移動手段を事前に確保すること

被災地の災害 VC は、食事・宿泊場所を用意しておりません。

また、被災地では、被災者や災害復旧作業のために優先的に宿泊場所を提供しています。

そのため、被災地から少し離れたところで、宿泊場所を確保することをお勧めします。

(3)いま住んでいる地域でボランティア保険に加入すること

現在も余震が続いていることから、ボランティア活動中にケガや二次災害に巻き込まれる可能性もありますので、事前に地元または出発地にてボランティア保険の加入手続きを済ませてから、被災地へ向かわれますようお願いいたします。

(地震によるケガを補償する、天災危険補償特約が付いたプランをお勧めします)

(4)災害派遣等従事車両証明書の交付について

現在、災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両は、高速道路料金無料措置が行われます。

手続きについては、熊本県庁のホームページまたは大阪府庁のホームページをご覧ください。

・熊本県 http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15425.html?type=top

・大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/jyuujisyaryou/>

※被災地の災害 VC は、被災者やボランティア、関係者から電話の問い合わせが多く、つながりにくい状況です。

災害 VC のホームページや Facebook 等から、可能な限りご自身でお調べいただきますようお願い申し上げます。

※全社協等のボランティア情報は、以下のホームページを参照ください。

<http://www.saigaivc.com/>

◆平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（厚労省：事務連絡平成 28 年 4 月 22 日）

標記については、平成 28 年 4 月 17 日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応及び職員の応援派遣について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであ

ります。被災地においては、介護職員等が不足する場合があります、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、4月28日から5月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙1) 派遣職員調査総括表」及び「(別紙2) 派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等の派遣に当たっては、被災地の状況や各施設・事業所における具体的な支援内容を踏まえた上で調整を行う必要があるため、関係団体との連携、協力をお願いいたします。

また、職員派遣の経費については、関係機関と調整中ですので、追ってお知らせいたします。

○提出〆切(第1回)

平成28年4月26日(火)17時まで

なお、初動においては、交通アクセスの利便性が高く、熊本県と「九州・山口9県災害時相互応援協定」を締結している九州各県及び山口県内からの支援を考えておりますので、九州(熊本県を除く)及び山口県内の各県、指定都市、中核市におかれましては、期限までに登録いただきますようお願いいたします。

その他の都道府県等におかれましては、既に介護職員等の派遣を行っている、又は、派遣の準備を行っている管内関係団体があるなど派遣可能職員が把握されている場合には、ご登録ください。

また、5月中旬に第2回の依頼を行う予定ですので、準備をお願いいたします。

○問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……老健局振興課基準第二係

中村係長、菊地係員: kikuchi-yuu@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111(内線3987)

(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

※施設・事業所が別紙2を入力すれば、自動的に別紙1に反映されますので、都道府県、政令市、中核市におかれては、当該別紙1を全施設・事業分集約した上で、別紙1のみ(別紙2不要)メールにて送付頂きますようお願いいたします。

障害児・者関係施設……障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
久手堅

係員: kudeken-aya@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111(内線3091)

(ダイヤル) 03-3595-2528

(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……雇用均等・児童家庭局家庭福祉課予算係

武居係長: takei-takahiro@mhlw.go.jp

中谷係員: nakatani-saori@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111(内線7887)

(ダイヤル) 03-3595-2504

(FAX) 03-3595-2663

生活保護関係施設……社会・援護局保護課予算係

加藤係長、大橋係員: hogo-yosan@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 2824)

(ダイヤル) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934

◆4月受付分の給付費請求審査の対応について（熊本市）

平素より本市の障害保健福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を頂きまして、厚くお礼申し上げます。

この度の震災に伴い、4月受付分の介護給付費・訓練等給付費について、本市での請求審査業務が困難な状況です。

そのため、事前に事業所様よりご連絡を頂いた返戻依頼以外については、審査をせずに一旦、お支払いする予定です。

後日、本市による事後審査を行い、請求内容に誤り等が見つかった場合には、こちらからご連絡をいたしますので、事業所様にて過誤調整をご対応いただくようお願いいたします。

お手間をおかけいたしますが、このような緊急事態ですので、何とぞ、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、現時点で、事業所様からの返戻依頼をがある場合には、以下の連絡先まで、4月22日（金）までに、お電話下さい。（すでにご連絡いただいている件については、不要です。）また、その他、ご不明点についても、お問い合わせ下さい。

【連絡先】

熊本市障がい保健福祉課 担当：自立支援班

TEL：096-328-2519

※お電話の際は、「給付費の請求の件です」とお伝え下さい。

最後になりますが、この度、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

そのような中でも、障がいのある方々への支援にご尽力頂き、事業所様、従業員の皆様もご心労のことと思います。

今後、時間の経過とともに、障がいのある方々へ必要とされるケアも変わってくると思います。

熊本市役所 障がい保健福祉課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

TEL：096-328-2519

FAX:096-325-2358

Email：shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

◆平成28年熊本地震による被災者の医療（全国保険医団体連合会）

平成28年熊本地震に関する、被災者の診療、窓口対応、診療報酬等の取扱いについて、以下の通りまとめました。

なお、この内容は平成28年4月26日現在で判明している取扱いを示したものです。また本文書記載の根拠となった、厚生労働省発出の事務連絡等については、保団連ホームページの「平成28年熊本地震特集」に掲載していますのでご参照をお願い致します。

(<http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/>)

I. 被災者が受診した場合の取扱い

■被保険者証や公費負担医療受給者証が無くても診療できます

1. 保険診療を受ける際の原則

保険診療を受ける際には、原則、被保険者証等の提示が必要になるため、確認は記載内容に基づいて通常と同様に取り扱います。

2. 患者が被保険者証を提示できない場合

平成 28 年 4 月の熊本県熊本地方の地震による被災に伴い、患者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合は、以下の取扱いとなります。

(1) 社保の取扱い

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

(2) 国保又は後期高齢者医療の患者

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）、国保組合の患者の場合は組合名を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

(3) 公費負担医療の受給者である場合

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより受診できます。また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

(4) 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等対象患者

<次の手帳の対象患者が受診した場合の取扱い>

◇水俣病被害者手帳

◇水俣病認定申請者医療手帳

◇水俣病要観察者等医療手帳

◇メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳

◇石綿健康被害医療手帳

各制度の対象者であることの申出を受けて、氏名、生年月日、住所、手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診に係る、診療を行うことが出来ます。

(5) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に規定する受給者証一法 12 条第 1 項に規定する定期検査及び法 13 条第 1 項に規定する母子感染防止医療の受給者証を提示できない場合の取扱い

① 定期検査等受診時における取扱い

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において受給者証の交付を受けているものであることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できます。

② 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱い

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に 8 桁の公費負担者番号 (62130018) を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求します。また、受給者番号 (7 桁) が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

3. かかりつけの医療機関等で診療を受けられず既往歴や服薬の情報を把握できない場合

(1) 熊本県内の被保険者が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。

(2) その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がいらっしゃいますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災

者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、熊本県国保連合会（又は国保中央会）及び支払基金熊本支部（又は基金本部）からその方の罹患情報を提供する取扱いが示されました。

※なお、この取扱いは、今回の熊本地震に限定した取扱いとなります。また個人情報保護の取扱いについては十分に留意することが示されています。

＜熊本県国保連合会＞ 電話：０９６－３６５－０８１１

＜支払基金熊本支部＞ 電話：０９６－３６４－０１０５

＜国保中央会＞ 電話：０３－３５８１－６８２１

＜基金本部＞ 電話：０３－３５９１－７４４１

■窓口一部負担金の徴収を免除・猶予することができます

※免除・猶予については、窓口負担徴収なしで、10割を保険請求します

災害救助法適用地域に住所を有する被災者について、次の通り患者窓口一部負担金の徴収が免除・猶予される取扱いについての厚労省事務連絡が示されました。この取扱いの期間は、平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護とされています。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む）については免除・猶予されません。標準負担額の支払いを受ける必要があります。

一部負担金の徴収を猶予・免除した場合の医療機関における確認事項は次頁をご参照下さい。

▲▽下表の1及び2のいずれにも該当する者が免除・猶予対象者となります。▽▲

一部負担金の徴収が免除・猶予される期間：平成28年7月末まで

1 対象者の範囲 A 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県の全市町村に住所を有する市町村国保の被保険者及び後期高齢者医療被保険者、協会けんぽ（全国健康保険協会）の加入者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む）

※この対象者は、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「免除」されます

B 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する別表1の健康保険組合の被保険者・被扶養者

※この対象者は、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」されます

C 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する別表2の国民健康保険組合の被保険者

※この対象者は、下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」されます

2 右のいずれかを申し立てた者 ○平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者である。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

I. 一部負担金の徴収を免除・猶予した場合の医療機関における確認等

1, 上記①～⑤の申し立てをしたA、B、Cいずれかの該当患者については、被保険者証等により、それぞれ住所が該当市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内

容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておく。

2, ただし、被保険者証等が提示できない場合には、以下の内容を診療録等に記録しておく。

① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先

② 国民健康保険法の被保険者又は後期高齢者医療被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

3, なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知する。

Ⅱ. 一部負担金の支払いを免除・猶予した場合の診療報酬の請求

○ 一部負担金等の支払いを免除・猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求する。

○ なお、請求の具体的な手続きについては、「Ⅱ. 診療報酬等の請求の取扱い」を参照して下さい。

◆一部負担金の支払いの免除について：全国健康保険協会（協会けんぽ）平成 28 年 04 月 26 日

このたびの熊本県を中心とする地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

全国健康保険協会では、地震により甚大な被害を受けられた加入者の方を対象に、医療機関で受診した際の一部負担金の支払いの免除を決定しましたのでお知らせします。

対象者

1.平成 28 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（内閣府ホームページ）に住所を有する健康保険法又は船員保険法による全国健康保険協会の加入者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方を含む。）

2.医療機関の窓口において、平成 28 年熊本地震を原因として、次のいずれかの状況にあることの申し立てをした方

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

取扱いの期間

平成 28 年 7 月末までの診療、調剤及び訪問看護

なお、入院時の食費などはお支払いいただく必要があります。

◆「難病の患者さま、慢性の疾病を抱えるお子さまのご家族の皆さまへ」

～平成 28 年熊本地震で被災された方は、受給者証などは不要です！～（厚労省）

I 被保険者証について

Q 自宅などが被災して、医療保険の被保険者証がありません。病院を受診したいのですが、大丈夫でしょうか。

A 平成 28 年熊本地震で被災された方は、被保険者証がなくとも病院などの受診は可能です。薬局で薬を受け取ることができます。

病院、薬局などの窓口で、[1] 氏名、[2] 生年月日、[3] 連絡先（電話番号等）、[4] 加入している医療保険の保険者が分かる情報（企業等で雇用されている方・家族の保険の場合は

事業所（会社）名、それ以外の国民健康保険の場合は住所（国民健康保険組合の場合は組合名も）、75歳以上の方の後期高齢者医療制度の場合は住所）、を伝えてください。

Q 自宅などが被災して、介護保険の被保険者証がありません。介護サービスを受けたいのですが、大丈夫でしょうか。

A 平成28年熊本地震で被災された方は、介護保険の被保険者証がなくとも介護サービスを利用できます。

介護事業者には、[1] 氏名、[2] 住所、[3] 生年月日を伝えてください。

Ⅱ 一部負担金について（平成28年4月26日改訂）

Q 被災して自己負担を支払うことが困難なのですが病院を受診しても大丈夫でしょうか。

A 平成28年熊本地震で被災された方（以下の要件のうち1～5のいずれかに該当する方）は、病院や薬局などの窓口でその旨をご申告いただくことで、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が平成28年7月末まで免除又は猶予され、受診した際に支払を求められることはありません。

【要件】

※病院などの窓口で、要件のいずれかに該当することをお伝えください。

- 1 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である
- 4 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した
- 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

【次の保険者に加算されている方が、免除又は猶予の対象となります。】

- ・熊本県全域の市町村国民健康保険、熊本県後期高齢者医療（免除）
- ・協会けんぽ（免除）
- ・熊本県内に所在する健康保険組合など（猶予）

※猶予の対象者の詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」>「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。

※熊本県内すべての市町村国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している方については、猶予された一部負担金は免除され、後日、お支払いいただく必要もありませんが、病院などの窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

Ⅲ 受給者証、指定医療機関について

Q 自宅などが被災して、医療受給者証がありません。病院を受診したいのですが、自己負担は軽減されますか。

A 平成28年熊本地震で被災された方は、医療受給者証がなくとも病院や薬局の窓口で一部負担金が軽減されます。これらの窓口で、医療受給者証の交付を受けていることを申し出、氏名、生年月日及び住所を伝えてください。

なお、Ⅱ（一部負担金について）のとおり、平成28年熊本地震で被災された方は、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が平成28年7月末まで免除又は猶予される場合があります。詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

Q 自宅などが被災して、医療受給者証に記載されている指定医療機関での受診ができません。他の医療機関でも大丈夫でしょうか。

A 平成 28 年熊本地震で被災された方は、緊急の場合には、医療受給者証に記載されていない指定医療機関で受診した場合も一部負担金が軽減されます。

また、指定医療機関以外の医療機関（仮設医療機関等で一定の要件を満たすものも含みます。）でも一部負担金が軽減されます。

なお、Ⅱ（一部負担金について）のとおり、平成 28 年熊本地震で被災された方は、病院、薬局などの窓口で支払う一部負担金が平成 28 年 7 月末まで免除又は猶予される場合があります。詳しくは、受診される病院など又は加入されている医療保険の保険者の窓口でお尋ねください。

Ⅳ 処方せんについて

Q 普段飲んでいる薬がなくなりそうですが、交通の遮断等により、病院を受診し処方せんをもらうことができません。近くの薬局で薬をもらうことはできますか。

A 平成 28 年熊本地震で被災された方は、事後的に処方せんが発行されることを条件として、病院などを受診しなくとも、お近くの薬局で受け取ることができます。

ただし、交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況など、客観的にやむを得ない理由により、医師の診断を受けることができない場合であって、医師との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できる場合に限られますので、まずは薬局で相談してください。

※これらの Q&A は、平成 28 年 4 月 26 日時点でのものであり、今後、変更があり得るのでご注意ください。

○障全協 厚労省への緊急申し入れ

◇ 2016 年 4 月 25 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

被災した障害児・障害児支援事業所に対する弾力的措置拡充の要望

2016 年 4 月 14 日熊本震災が始まりました。この地震はこれまでの本震余震型とも異なり、震源域が拡大、4 月 22 日時点で 790 回以上の地震（震度 1 以上）が頻発しています。こうした中、被害状況も徐々に明らかになってきました。今後、被害はさらに拡大していくことが予見されます。

東日本大震災においては、障害児・者は環境になじめない等の理由から、避難所に入ることもできず自宅や車の中で生活をしなければならないこと、また障害福祉サービスを提供する事業所では、被災により事業を休業せざるを得ないことや、請求業務に必要な資料が喪失する等の問題が生じました。厚生労働省はこうした状況に対応するため、弾力的措置を講じる旨を通知する事務連絡等を発出しましたが、表現が不十分であったこと等の理由から障害児支援にこれらの措置が十分に適用されないといった状況がありました。

今回の熊本震災において厚生労働省は東日本大震災の経験に基づき、4 月 14 日付で「災害により被災した要援護障害者等への対応について」等の事務連絡を発出し、障害児に係るサービスも明記した対応を図っています。先のような問題が再発しないように、弾力的措置には障害児支援が含まれていることを周知徹底するとともに、支援を必要とする障害児・者への障害福祉サービスの提供が低下しないよう、今後とも下記のような弾力的措置の拡充に取り組んでください。

記

1. 弾力的措置の徹底について：弾力的措置は障害児支援にも適用されていることを周知徹底するとともに、本措置の利用について事業所を支援してください。

2. 報酬の請求について：サービス提供記録を滅失等した場合や、サービスの提供内容を

十分に把握することが困難な場合は、国保連に概算による請求を行なうことができるようにしてください。

3. 雇用調整助成金等について：震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険の適用事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する雇用調整助成金を利用できるようにしてください。

4. 休業補償について：災害時の閉所を余儀なくされた場合でも、その後に事業が継続できるように、休業補償をしてください。

5. 失業給付について：事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある場合は、実際に離職していなくても失業給付を受給できるようにしてください。

■ J D F 緊急要望書 2016年5月2日

被災障害者への支援に関する緊急要望書

このたびの平成 28 年熊本地震においては、多数の住民が被災しているところですが、このうちには多くの障害者が含まれ、緊急の支援と配慮を必要としています。

つきましては、被災障害者の支援に関して、次のことを要請します。

記

1. 障害者を含む要支援者の実状把握を、緊急に行ってください。

東日本大震災では障害者の死亡率が住民全体の 2 倍であると報じられています。自治体、民間団体とともに実状を把握することが速やかな支援につながります。

2. 上記の実情把握と、それに基づく支援にあたっては、障害者団体を含む民間団体を参加をさせ、その力を活用してください。

このことは、「仙台防災枠組 2015-2030」ならびにこれに基づく防災推進国民会議の趣旨に適うものであり、また東日本大震災の経験からも、支援の質と効果を上げるうえで重要です。

3. 避難中の障害者の救援を行ってください。

避難所においては、バリアフリーの確保、情報保障（手話、要約筆記を含む文字情報、音声による情報提供、分かりやすい説明など）、医療・医薬品・装具の確保、使いやすいトイレ、その他休憩場所やプライバシーの保てる場所など適切な居住環境の確保などが必要です。

また、福祉避難所の周知と活用を行ってください。

自宅や自主避難所で生活する人へも物資や支援が届くよう調整を行ってください。

4. 今後の余震や住民の避難生活において、一層の情報保障を行ってください。

テレビの緊急放送や災害報道では、字幕、解説、手話放送を行ってください。今後の警報や防災無線、その他住民への情報伝達にあたっては、文字、音声、手話、点字、分かりやすい内容など多様な媒体での伝達を行ってください。手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣に特別な支援を行ってください。

5. 障害者支援事業所への支援を行ってください。

事業所の職員、介助者や、施設設備も被災しています。事業の継続と実施を支援するとともに、施設設備の修復に向けた予算措置、助成などを行ってください。事業所の公費収入については、当面は地震前の水準が確保できるような措置を行ってください。

6. 住民の移動手段の確保を行ってください。

交通手段の損壊や、生活環境の激変から、通院、通学、通勤、通所、日常の買い物などの移動にも、今後ますますの困難が生じてきます。福祉運送やタクシー券の配布などを行

うとともに、民間の事業者の活動も支援してください。

また同行援護についても、適用条件の緩和等を行ってください。

公共交通機関の復旧にあたっては、バリアフリーを確保してください。

7. 今後の仮設住宅、復興公営住宅の建設について

仮設住宅、復興公営住宅の建物および周辺の通路を含む生活環境については、バリアフリーを基本としてください。住宅の計画策定と実施には、障害当事者を含む専門家を参加させてください。

なお公営住宅の一次提供や民間賃貸住宅借上などの情報は、障害者とその団体に確実に伝えとともに、障害者に優先的に住宅を確保するなどの配慮を行ってください。

8. 今後の復旧・復興にあたっては、障害者権利条約に基づく「インクルーシブ」な地域社会の構築を旨としてください。

また国の復興部門に障害専門の部局を設けるとともに、障害当事者を含む専門家を任用してください。

以上

■ 日本災害復興学会法制度研究会と、関西学院大学災害復興制度研究所の、共同提言

第1 東日本大震災以降に改正された最新の法制度に基づく施策の確実な実行

1 基本理念規定（災対法 2 条の 2 第 4、5、6 号）に掲げる、人命の最優先保護、被災者の事情を踏まえた適切な援護、速やかな災害復興等の実施状況の点検及び改善

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が大きく改正されました。特に、被災者支援のあり方については多くの条文が設けられました。2 条の 2 において、災害対策の基本理念が掲げられております。基本理念に則って、被災者の側にたった立法・運用がなされることを求めます。それらの規定が遵守されているのかを点検し、遵守されていない状況があれば速やかに改善して下さい。

2 被災者の心身の健康・居住場所確保、災害時要配慮者への必要な措置、的確な情報提供、専門家等も活用した相談の実施（災対法 8 条 2 項第 14、15、17 号）

国・自治体に対して、被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保といった措置、高齢者、障害者、乳幼児といった災害時要配慮者への必要な措置、被災者に対する的確な情報提供、相談を実施するよう求めます。

3 避難所の生活環境の整備（災対法 86 条の 6）と避難所に避難していない在宅被災者等への適切な措置（災対法 86 条の 7）

食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう求めます。特に、避難所に避難していない被災者への配慮を怠らないようにして下さい。

4 被災者台帳の導入と被災者援護等に向けた個人情報の利活用（災対法 90 条の 3、4）

被災者の生活再建を確実かつスムーズに支援するためには、被災者台帳の導入が不可欠となっております。市町村が早期に導入できるよう国・県が技術的・財源的・法務的なサポートをするとともに、被災者台帳が有効に機能するために個人情報を利活用できるような措置を講じることを求めます。

第2 東日本大震災と同等の施策の実現

1 被災ローン減免制度の徹底活用（個人向け）と、熊本地震事業者再生支援機構（事業者向けの債権買取・再建支援）の創設

被災者の生活再建、被災事業者の再建を円滑に進めるために、東日本大震災において取られた同等の措置がとられるよう求めます。まずは、地震前に負債を有していた被災者、被災事業者（商工業、農林水産業等）であっても再建の道が閉ざされないよう、被災ローン減免制度の徹底活用と事業者再生支援機構の創設をして下さい。

2 被災マンション法、大規模災害借地借家法の適用

震災後の建物・不動産に関する権利をめぐる紛争により、円滑な住宅再建・まちの再建が阻害されることがないように、被災マンション法、大規模災害借地借家法の適用を求めます。

3 災害援護資金の貸付けに関する緩和措置（利息減免、保証人不要、免除要件緩和）の実施

災害弔慰金等法に基づいて貸与される災害援護資金の貸付につき、東日本大震災においてとられた同等の緩和措置（東日本大震災特別財政援助法に基づく利息減免、保証人不要、免除要件緩和を参照）をとることを求めます。

4 義援金の差押禁止の立法措置

被災者の生活再建を促進し、かつ、義援金を寄付して頂いた人の願いを反映させるために、義援金についても被災者生活再建支援金・災害弔慰金と同様、差押を禁止する立法措置をとることを求めます。

第3 過去の災害経験・教訓を踏まえ、被災地の現状に即した施策の実現

1 災害救助法の弾力的適用（特に住宅修理と、みなしも含めた応急仮設住宅の対応）

いわゆる「一般基準」に固執することなく災害救助法を弾力的に適用していくことを求めます。特に、居住場所の確保については、これまでに採用されてきた「特別基準」を設定するとともに、被災地・被災者のニーズに応じてあらたな「特別基準」の設定を検討して下さい。

2 広域避難の実現と避難者への支援の確保（情報提供、個人情報共有、生活保障等）

被災地における避難所の過密状態の解消に向けて、広域避難の促進を図ることが重要です。促進を図るために広域避難に関する情報提供を行い、広域避難をした人に支援が行き渡るように個人情報の共有をすすめる、広域避難をした人に対する生活保障として現金支給を求めます。

3 生活保護制度と被災者支援制度の間の調整（義援金等の収入認定の誤り等の是正）

生活保護世帯あるいは生活保護を受けようとしている世帯にとって、義援金等の被災者支援に係る寄付金・支援金は生活再建に不可欠のものです。従来どおり、自然災害において義援金等は収入認定から除外するという運用をすべての市町村に徹底させるよう求めます。

4 関連死の防止に向けた必要かつ最大限の措置と、各市町村における認定と審査の実施、発生事例の丁寧な把握・分析

とにかくこれ以上の災害関連死を出さないように最大限の努力をするとともに、被災者の事情をより理解できる市町村レベルでの認定・審査が実施されることを求めます。また、再発防止に向けての調査・分析をして下さい。

5 災害弔慰金・見舞金の仕組みの見直し（「主たる生計維持者」基準の見直し等）

災害弔慰金等の支給において、遺族・障害者につき103万円を超える所得があると「主たる生計維持者」の死亡・障害と見なされず、500万円ではなく250万円しか支給されないという市民感覚からかけ離れた基準の設定の見直しを求めます。

6 被災者生活再建支援制度の拡充と、住宅再建にとどまらない生活再建の支援

被災状況に応じた支援金の増額を検討し、半壊・一部損壊世帯にも支給されるように支給の範囲を拡大するとともに、住宅再建にとどまらず、収入減世帯に対する所得・収入保障など生活再建の支援に対しても支援金が支給されるよう求めます。

7 地盤被害の補修に対する十分な公的補助

熊本地震では、宅地から大規模な地盤まで数多くの地盤被害が発生していますが、その補修費用を、被災者個人や被災自治体で負担することは困難です。東日本大震災の復興交

付金等、これまでの災害の枠組みにとらわれない、柔軟な補助の仕組みの創設を求めます。

8 自治体による独自施策の実施を促進（熊本県と大分県の支援格差の是正等）

熊本地震においては、被災地である熊本県と大分県とでは独自施策の存否に隔たりがあることからすでに支援格差が生じております。いずれの被災自治体においても等しく東日本大震災の被災地で講じられた同等の独自施策が実施されるような財政措置を求めます。

9 被災地の自由裁量を保障した民間財団方式による「復興基金」の早期設置

雲仙普賢岳災害以降、大きな災害が起きた場合、「復興基金」を創設し、被災地の災害復興に役立てております。熊本地震においては、被災地の自由裁量を保障した「民間財団方式」による復興基金を早期に創設することを求めます。

■熊本県弁護士会 電話による相談・情報提供を土日も実施します

4月25日の開設以降、電話による相談・情報提供は、多くのご利用を頂いています。

日本弁護士連合会をはじめ複数の弁護士会の協力を得て、土日にも、電話による相談・情報提供を実施できるようになりました(土日については6月末までの実施を予定しています)。

実施時間： 10:00～16:00（無休）

電話番号： 0120-587-858（フリーダイヤル）

※ 本業務は、多くの被災者の皆様からのご相談に対応するために、東京、福岡、大阪などの弁護士会の弁護士の協力を得て実施しています。県外の弁護士が相談を担当させていただきます。2016/05/11

■平成28年熊本地震に関し義援金差押禁止措置等を求める緊急会長声明

熊本地震の甚大な被害状況に鑑み、当連合会は、国に対し、今国会の会期中に以下の二つの緊急の措置を求める。

第一に、都道府県や市町村から被災者に交付される義援金を差押禁止にする特別措置法（「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」と同様の特別措置法）の制定である。義援金は被災者の被害復旧と生活再建のために集まった善意の金員であり、債権者が債権満足の原資として期待すべきものでもなく、一律に差押禁止財産とすることが相当である。熊本地震では、既に全壊2、618棟など、多数の住家被害が発生し、多くの被災者が住宅ローン等の債務整理を必要としているが、同法により、昨年12月に策定された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく住宅ローン等の債務整理（以下「被災ローン減免制度」という。）の利用後も義援金を被災者の手元に残すことができ、被災ローン減免制度の利用促進、ひいては被災者の生活再建の後押しにつながる。

第二に、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条を適用するのに必要な政令を早急に制定し、民事調停法による調停申立てに係る手数料を無償化する措置を採ることである。熊本県弁護士会が行っている無料電話相談には、既に1229件（2016年5月8日現在）の相談が寄せられているところ、その相談内容の多くは、民事調停による解決が期待できる不動産賃貸借（借地・借家）、工作物責任、相隣関係及び境界に関する相談である。民事調停申立て手数料無償化はこれらの紛争解決に向けた有効な措置となる。

また、被災ローン減免制度においては、被災者と金融機関との債務の全部又は一部免除の合意に関して特定債務等の調整の促進のための特定調停手続を利用することとされており、同法に基づく申立費用は民事調停法に従うこととされているため、同申立費用の無償化に

より被災ローン減免制度の更なる利用促進が期待できる。
併せて、当連合会は、関連する金融機関等に対し、被災ローン減免制度利用促進のため、更なる制度告知を要望するとともに、半年程度の返済猶予とその間の金利を減免することを含め同制度の柔軟かつ実効的な運用に努めていただくよう要望する。

2016年（平成28年）5月9日

日本弁護士連合会

会長 中本 和洋

◇被災者向け公務員住宅の無償提供のお知らせ（その他自治体提供情報あり）

最終更新日：2016年5月14日

土木部 住宅課 TEL：096-333-2546 FAX：096-384-5472 メール
juutaku@pref.kumamoto.lg.jp

平成28年熊本地震により被災された方を対象に、公務員（国家公務員・県職員・教職員）住宅を一時的（原則6か月以内）に無償提供いたします。

（1）対象者

熊本市を除く県内在住者で、熊本地震により住戸に被害を受け、市町村が発行する罹災証明書において、被災の程度が「半壊」以上とされている方を対象とします。

特に障がい者、高齢者、子育て世帯等を優先して提供します。

※申請時に罹災証明書・住民票が取得できない場合は、被害の状況がわかる写真・免許証等の住所が確認できるものにて一旦受付しますので、後日、罹災証明書および住民票を必ず提出してください。

（2）提供戸数

- ・県内各地の公務員（国家公務員、県職員、教職員）住宅 186戸程度

※詳細は募集要項をご覧ください。提供可能な住戸数は変更となる可能性があります。

- ・提供戸数に限りがあるため申請者多数の場合は抽選とします。
- ・特定の住宅を選択して申し込むことはできません。

（3）申請方法

申請書・誓約書確認書類を下記へ持参してください（郵送も可）。

県庁本館12階 土木部建築住宅局住宅課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

（電話番号 096-333-2550）

※申込書は当ホームページよりダウンロードしていただくか、県内各市町村でも配布します。

（4）日程等

受付期間：平成28年5月6日（金）～5月17日（火）

受付時間：上記期間の毎日 午前9時～午後5時

※5月17日（火）住宅課必着とします。

抽選日：平成28年5月18日（水）

通知日：平成28年5月19日（木）～

入居開始予定日：平成28年5月20日（金）

なお、県内外各県市町でも公営住宅等の提供を行っている自治体があります。

詳しくは各自治体へお問い合わせください。

◇熊本県：（被災された皆様へ）各種支援策等をまとめたリーフレット

※その他情報 <https://www.facebook.com/熊本大震災避難所支援情報-1280117365350337/>

平成28年5月版

被災された皆様へ～熊本県からのお知らせ～

3. 住まいのこと

仮設住宅について

仮設住宅には、県や熊本市が建設する応急仮設住宅と、民間賃貸住宅を借り上げる（みなし応急仮設住宅）の2種類があります。

	応急仮設住宅	民間賃貸住宅借上げ (みなし応急仮設住宅)
利用できる方	災害時において熊本県内に住所を有し、住居の被災の程度が「全壊」又は「大規模半壊」で、居住する住宅がない方。	
入居期間	最長2年間	
家賃	無料	無料 1か月当たりの家賃が原則6万円以下であること。 (5名以上(乳幼児を除く)の場合は10万円以下) ※本制度による使用について貸主が同意していること ※光熱水費、管理費、共益費等は入居者負担。

※応急仮設住宅と民間賃貸住宅借上げ（みなし応急仮設住宅）の併用はできません。
※被災した住宅の「応急修理」を利用する方は、上記制度との併用はできません。

●問合せ先：被災時にお住まいの市町村

被災住宅の応急修理について

住宅が半壊又は大規模半壊した世帯に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。（市町村が業者に委託して実施します）

- 修理限度額：1世帯あたり57万6千円
- 所得制限：半壊→あり／大規模半壊→なし
- ※同じ住宅に2人以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
- ※全壊の世帯についても、応急修理をすることにより居住できる場合は、対象となります。
- ※本制度と応急仮設住宅（みなし仮設住宅含む）を併用することはできません。

居宅の片づけなどのボランティアについて

居宅内及び周辺の片づけ等についてのご要望は、お住まいの市町村のボランティアセンター（社会福祉協議会）へお問い合わせください。ボランティアセンターで調整のうえ、ボランティアの方に協力をお願いします。 ※危険を伴う作業など、すべてのご希望には応えられないこともありますので、ご了承ください。

宿泊施設の提供について

ご自宅が損壊するなどして避難所で生活されている方々のうち、高齢者、障がい者、妊産婦などの特別な配慮が必要な方とそのご家族に対して、旅館、ホテルを提供しています（食費あり）。
●期間：応急仮設住宅等の整備により、避難所として利用する必要がなくなるまで
●問合せ先：被災時にお住まいの各市町村

4. 各種支援策について

被災者生活再建支援金について

震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。
●支給額：50万円～300万円（詳細は裏面参照）
●対象：大規模半壊以上の世帯

日本財団見舞金について

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」と認定された世帯に、一世帯あたり20万円を支給します。貸家やアパート等の賃貸住宅に居住する場合も対象となります。

義援金について

全国から熊本県に寄せられた義援金は、県が各市町村に配分し、各市町村において、被災者の方に支給します。義援金受け取りの具体的な手続きや時期などは、お住まいの市町村にお尋ねください。

健康保険・介護保険について

住家が全半壊となった方や、業務を休・廃止された方などは、医療機関等に申請することにより、医療保険（市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ）の窓口負担、介護保険の利用料が、免除されます（平成28年7月末まで）。
●問合せ先：ご加入の各保険者

税金の減免について

以下の各税目について、軽減や減免を受けられる場合があります。
国税：所得税及び復興増徴
県税：個人事業税、不動産取得税、自動車税
市町村税：固定資産税、住民税など



災害援護資金について

震災で世帯主が1か月以上の負債をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は、資金の貸し付けが受けられます。

- 借入上限額：最高350万円（被害状況による）
- 利率：年利3%
- 償還期間：10年
- 据え置き期間：3年（特例あり）

生活福祉資金（小口貸付）について

当座の生活費として、一世帯につき10万円以内の貸し付けを受けることができます（無利子）。 ※世帯員の中に被災による死亡者がいる場合など特別な場合は、一世帯につき20万円以内

年金について

国民年金保険料の全額免除又は一部の免除を受けることができる場合があります（全額免除等は、住宅等の財産について被害金額がおおむね1/2以上の損害を受けた方対象）。

- 問合せ先：
・被災者専用フリーダイヤル（0120-558-656）
・または市町村、お近くの年金事務所

5. 主な支援制度一覧（早見表）

り災証明書	全壊 (家屋の経済的損害が50%以上)	大規模半壊 (同40%以上50%未満)	半壊 (同20%以上40%未満)	一部損壊 (同20%未満)	問合せ先
被災者生活再建支援金	最大300万円	最大250万円 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	原則対象外 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様		被災時にお住まいの市町村窓口
自治体独自の支援金	各自自治体（県・市町村）で決定				各自自治体
応急修理	応急修理で居住可能になる場合のみ	最大57万6千円			被災時にお住まいの市町村窓口
義援金（一次配分）	20万円	10万円			被災時にお住まいの市町村窓口
日本財団見舞金	20万円				日本財団 事務センター 03-6435-5751 平日9:00～18:00
災害援護資金	最大350万円				被災時にお住まいの市町村窓口
住宅金融支援機構	建設 最大(1650万円+特例加算額510万円) 補修 最大730万円(引付軽減・整地を伴う場合は+440万円)				住宅金融支援機構(災害専用) 0120-086-353 9:00～17:00
生活福祉資金(緊急小口資金)	一世帯につき一回限り10万円以内 (一定の条件を満たす場合は、一世帯につき一回限り20万円以内)				住所又は避難所最寄りの市町村社会福祉協議会
応急仮設住宅	対象				被災時にお住まいの市町村窓口
民間賃貸住宅借上げ制度(みなし仮設住宅)	対象				被災時にお住まいの市町村窓口

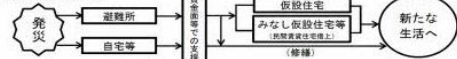
★応急修理と応急仮設住宅（みなし仮設住宅含む）を併用することはできません

被災された皆様へ～熊本県からのお知らせ～

平成28年5月版

熊本地震で被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。このリーフレットは、被災されたみなさまの健康を守るためにご注意いただきたいことや、住まいや見舞金に関する大まかな内容を紹介しています。ご家族や周囲の方にもお声をかけていただき、ご利用いただければ幸いです。

<生活再建の流れ>



1. 健康を守るために注意すること

エコノミクス症候群

- (1) 長時間同じ（特に車中での）姿勢でいないようにする。
- (2) 足の指をこまめに動かす、または歩く。
- (3) 適度な水分を取る。
- (4) 時々、深呼吸をする。

★RKKラジオにて予防体操放送中！

感染症予防

- (1) 咳が出る時は、マスクをする。
- (2) 食事前やトイレ後は流水で手を洗う。
- (3) 洗えないときはアルコール等で消毒する。
- (4) 素手や素足で土や石、がれきに触れない。

食中毒予防

- (1) 消費（賞味）期限内に食べる。
- (2) 開封したら、保存せずにその場で食べる。
- (3) 調理したものは早めに食べる。
- (4) 食品は冷蔵庫や清潔な冷暗所で保管する。

2. 避難所生活で注意すること

- 避難所には男性、女性、高齢者、子ども、障がいをお持ちの方など、様々な方がいらっしゃいます。プライバシーに配慮しながら、お互いに助け合って共同生活を送りましょう。
- 避難所の住環境は、みなさんが役割を分担し、ルールを守って良くなっていきましょう。
- 気づいたことは貼り紙をするなど、情報を共有しましょう。

<り災証明書>

被災者が、各種の支援策や減免等を申請するにあたって、必要とされる家の被害程度を市町村長が証明するものです。お住まいの市町村へお求めください。

<応急危険度判定>

地震直後（～2週間程度）、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止するとともに、被災者がそのまゝ自宅で生活してよいのか、避難所へ避難した方がよいのかを判定するために市町村が行う調査です。 ※すべての住宅が判定されるわけではありません。

このようなことから、り災証明書と、応急危険度判定の結果は異なることがあります。